

公告第 414 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

平成 30 年 11 月 12 日

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

委託業務名	郡山市除去土壌等搬出作業等業務委託 (H30-住宅その 16)
履行場所	郡山市横塚一丁目～五丁目、向河原町 外地内 (住宅除染 10-6 工区)
委託業務概要	除去土壌等掘削・袋詰め・運搬・ピット復元・仮設工 外
履行期限	平成 31 年 3 月 31 日まで
参加形態	単体
支払条件	前払金 有り 中間前払金 有り 部分払 有り

※ 1 本委託業務は、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設定する。

※ 2 本委託業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた業務である。

第 2 入札執行の場所及び日時

1 場所 郡山市役所本庁舎 2階 特別会議室

2 日時 平成 30 年 12 月 14 日 (金) 午前 9 時 00 分

※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

本委託業務の入札に参加する者の参加形態に応じて必要な資格はそれぞれ次に掲げる全ての条件を満たしていることとする。

- 1 単体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体を除く。）

企業の実績等	平成26年度以降に、元請（共同企業体の場合は、代表構成員に限る。）として、1件当たりの受注金額が5億円以上の公共機関の工事又は郡山市発注の業務の受注実績があること。 なお、複数年度にわたって受注した場合は、1件とみなす。
その他	本委託業務の入札に参加する中小企業団体の構成員（脱退予告者を含む。）でないこと。

- ※1 「平成26年度以降」とは、平成26年4月1日から入札参加申請書の提出期限までをいう。
- ※2 「公共機関」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。実績当時のもの。）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合又は土地改良区をいう。
- ※3 「受注金額」については、変更契約があった場合は最終の変更契約の金額とし、共同企業体の場合は出資割合に相当する金額とする。
- ※4 「受注実績」については、完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。
- ※5 企業の実績等における郡山市発注の「業務」の受注実績は、放射性物質による汚染に係る除染（除去土壌等の搬出作業を含む。）の実績に限る。
- ※6 「脱退予告者」とは、中小企業等協同組合法第18条第1項に規定する脱退の予告をした者をいう。

- (1) 本業務において、次に掲げる要件を全て満たす責任者（以下「配置予定業務責任者」という。）を配置することができる者であること。

ア 当該委託業務において、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、4,000万円以上の下請契約を締結して業務を履行する場合は、土木の監理技術者資格者証の交付を受けていること。

イ 申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。

- ※1 本委託業務については、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を現場に責任者等として配置することができない。
 - ※2 配置予定業務責任者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。
 - ※3 配置予定業務責任者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な責任者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、契約書の提出日において配置予定業務責任者を特定して申請するものとする。
- (2) 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）」及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止ガイドライン」に基づく作業指揮者を配置でき、労働者を必要数確保できる者であること。
 - (3) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 平成29・30年度の土木一式工事について、郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成13年4月24日制定）に基づく認定を受け、工事等指

名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

- (5) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）（以下「指名停止要綱」と総称する。）のいずれかに基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (6) 土木一式工事について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく建設業の許可を有する者であること。ただし、当該委託業務において、4,000 万円以上の下請契約を締結して業務を履行する場合は、特定建設業の許可を有する者であること。なお、同法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (8) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有する者であること。
なお、入札参加の申込み締切日において有効期限が切れていない最新の経営事項審査の結果の土木工事に係る年間平均完成工事高が 100 億円以上ある者であること。
- (9) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (10) 本委託業務以外の郡山市除去土壌等搬出作業等の業務に当たり、受注者及び下請負人が安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は工事関係者に死亡者を発生させる等重大な事故を生じさせた場合は、事故発生日から起算して 1 か月を経過した者であること。
ただし、受注者が中小企業団体及び搬出業務共同企業体である場合の構成員については、明らかに責を負わないと認められる構成員を除く。

2 単体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体に限る。）

所在地区分	郡山市内に主たる事務所を有する者であること。
企業の実績等	平成 26 年度以降に、元請（共同企業体の場合は、代表構成員に限る。）として、中小企業団体が、1 件当たりの受注金額が 5 億円以上の公共機関の工事又は郡山市発注の業務の受注実績があること。 なお、複数年度にわたって受注した場合は、1 件とみなす。
その他	次に掲げる条件を全て満たしている者であること。 ア 郡山市内に本店を有する者（脱退予告者を除く。）の数が、構成員（脱退予告者を除く。）の総数の 3 分の 2 以上であること。 イ 構成員（脱退予告者を含む。）が本委託業務の入札に参加する他の中小企業団体の構成員（当該他の中小企業団体の脱退予告者を含む。）でないこと。

※ 1 「平成 26 年度以降」とは、平成 26 年 4 月 1 日から入札参加申請書の提出期限までをいう。

※ 2 「公共機関」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。実績当時のもの。）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、

- 地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合又は土地改良区をいう。
- ※3 「受注金額」については、変更契約があった場合は最終の変更契約の金額とし、共同企業体の場合は出資割合に相当する金額とする。
 - ※4 「受注実績」については、完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。
 - ※5 企業の実績等における郡山市発注の「業務」の受注実績は、放射性物質による汚染に係る除染（除去土壌等の搬出作業を含む。）の実績に限る。
 - ※6 「脱退予告者」とは、中小企業等協同組合法第18条第1項に規定する脱退の予告をした者をいう。

- (1) 本業務において、配置予定業務責任者を配置することができる者であること。
 - ア 当該委託業務において、4,000万円以上の下請契約を締結して業務を履行する場合は、土木の監理技術者資格者証の交付を受けていること。
 - イ 申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
- ※1 本委託業務については、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を現場に責任者等として配置することができない。
- ※2 配置予定業務責任者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。
- ※3 配置予定業務責任者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な責任者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、契約書の提出日において配置予定業務責任者を特定して申請するものとする。
- (2) 本業務の履行に関し、常に専門的見地から管理できる者として、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置できる者であること。なお、構成員からの配置も可能とし、配置予定業務責任者は、これを兼ねることができる。また、申請書の提出日において、3か月以上前から雇用関係が継続していること。
- (3) 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）」及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止ガイドライン」に基づく作業指揮者を配置でき、労働者を必要数確保できる者であること。
- (4) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 指名停止要綱のいずれかに基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (7) 土木一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく建設業の許可を有する者であること。ただし、当該委託業務において、4,000万円以上の下請契約を締結して業務を履行する場合は、特定建設業の許可を有する者であること。なお、同法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (9) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。なお、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (10) 本委託業務以外の郡山市除去土壌等搬出作業等の業務に当たり、受注者及び下請負人が安全管理

の措置が不適切であったため、公衆又は工事関係者に死亡者を発生させる等重大な事故を生じさせた場合は、事故発生日から起算して1か月を経過した者であること。

ただし、受注者が中小企業団体及び搬出業務共同企業体である場合の構成員については、明らかに責を負わないと認められる構成員を除く。

第4 設計図書等の閲覧

1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、本委託業務に係る設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり閲覧することができる。

(1) 期 間 平成30年11月12日（月）から平成30年11月30日（金）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）

(2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 場 所 生活環境部原子力災害総合対策課（郡山市役所本庁舎北2号棟1階）

2 入札参加希望者は、閲覧期間内において、生活環境部原子力災害総合対策課長の承諾を得て、設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。

第5 入札参加の申込み

1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認した後、本公告中第3に掲げる資格基準について、入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、当該委託業務に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は市ウェブサイトからダウンロードすること。）

2 申請書等の受付

(1) 期 間 平成30年11月12日（月）から平成30年11月30日（金）まで（市の休日を除く。）

(2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 場 所 生活環境部原子力災害総合対策課において行う。（郵送等の取扱いは行わない。）

3 入札参加資格の有無の確認は、前項に定める申請書等の提出期限をもって行い、その結果を入札参加希望者に入札執行前までに通知する。

第6 設計図書等に対する質疑応答

1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を平成30年11月12日（月）から平成30年11月22日（木）（午前8時30分から午後5時15分まで（市の休日及び正午から午後1時までを除く。））までに生活環境部原子力災害総合対策課に持参により提出するものとする。（郵送等の取扱いは行わない。）

2 質問に対する回答は、平成30年11月27日（火）までに質問者に回答するとともに、設計図書等回答書の写しを生活環境部原子力災害総合対策課において閲覧に供するものとする。

第7 入札保証金

免除する。

なお、落札者が契約を締結しない場合（本公告第12の2に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、納付しないこととした入札保証金（入札金額の5%）と同額の金額を市が指定する期日までに市に納付すること。

第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第9 入札の中止等

本委託業務に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本委託業務の開札日と同日に郡山市が行った除去土壌等搬出作業等業務委託の制限付一般競争入札の開札において、さきに落札者となった者のした入札
- (2) この公告に示した入札参加者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札

第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は2回を限度とする。）

第12 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第3に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 本委託業務以外の郡山市除去土壌等搬出作業等の業務履行に当たり、公衆又は工事関係者に死亡者を発生させる等重大な事故を生じさせたとき。
 - (4) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 4 契約保証金は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。

第13 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、委託業務名及び履行場所を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 初度の入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる委託費内訳書を提出しなければならない。委託費内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。
- 4 その他必要な事項は、郡山市契約規則によるほか、郡山市工事等入札参加者心得の例による。

第 14 その他

その他不明な点については、生活環境部原子力災害総合対策課（電話：024-924-4731）まで問い合わせること。